

住宅における木質バイオマスストーブの設置に関するチェックリスト(建築基準法)

令和 年 月 日

木質バイオマスストーブを設置するにあたって、下記の建築基準法の規定について確認しました。

申請者 _____ 印

設計者 _____ 印
(工事業者)

●該当する項目及びチェックした項目の□の欄に☑をつけてください。

I : 設置場所の確認 (建築基準法第35条の2、施行令第128条の4第4項)

<input type="checkbox"/> 平屋建ての住宅である。	制限なし →Vへ
<input type="checkbox"/> ストーブの設置場所は、2階建ての2階、3階建ての3階など最上階である。	
<input type="checkbox"/> ストーブの設置場所は、2階建ての1階、3階建ての1・2階など最上階以外である。	→IIへ

II : ストーブの発熱量の確認 (平成21年国土交通省告示第225号への合致の確認)

<input type="checkbox"/> 設置するストーブの1秒間当たりの発熱量が18kW以下である。	制限緩和 →IIIへ
<input type="checkbox"/> 設置するストーブの1秒間当たりの発熱量が18kWを超える。	→IVへ

III : 壁・天井の仕上げの確認 (内装緩和条件対象・施行令129条第1項第2号ロ)

<input type="checkbox"/> 平成21年国土交通省告示第225号にある「準不燃材料とした内装の仕上げ」に適合している。	→Vへ
<input type="checkbox"/> 平成21年国土交通省告示第225号にある「準不燃材料とした内装の仕上げ」に適合していない。	建築基準法に適合していません。

IV : 壁・天井の仕上げの確認 (内装緩和条件対象外・施行令129条第1項第2号イ)

<input type="checkbox"/> すべて準不燃材料である。	→Vへ
<input type="checkbox"/> 準不燃材料を使っていない場所がある。	建築基準法に適合していません。

V : 煙突について(建築基準法第115条。但し、薪ストーブのみ該当。)

<input type="checkbox"/> 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60cm以上である。	全て☑ならば、建築基準法に合致しています。
<input type="checkbox"/> 煙突の高さは、その先端からの水平距離1メートル以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から60cm以上高くしている。	
<input type="checkbox"/> 小屋裏、天井裏、床裏等に煙突の部分がある場合は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いている。	
<input type="checkbox"/> 煙突を建築物の部分である木材その他の可燃材料から15cm以上離して設けている。あるいは、厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造っている。	
<input type="checkbox"/> その他、建築基準法第115条の規定を順守している。	

住宅における木質バイオマスストーブの設置に関するチェックリスト(消防法 その他)

令和 年 月 日

木質バイオマスストーブを設置するにあたって、下記の消防法の規定ならびにその他のチェック項目について確認しました。

申請者 _____ 印
設計者 _____ 印
(工事業者) _____

●該当する項目及びチェックした項目の□の欄に☑をつけてください。

I : 設置場所や構造の確認 (白山野々市広域事務組合火災予防条例 第3条・第7条)

<input type="checkbox"/>	不燃材料で造ったたき殻がら受けを付設していること。
<input type="checkbox"/>	離隔距離を充分とっていること。(上方150cm、側方100cm、前方150cm、後方100cm) ※準不燃材料でした内装の仕上げの場合は不問。
<input type="checkbox"/>	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
<input type="checkbox"/>	可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
<input type="checkbox"/>	階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
<input type="checkbox"/>	燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
<input type="checkbox"/>	土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。
<input type="checkbox"/>	使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
<input type="checkbox"/>	地震等により容易に転倒し、き裂し、又は破損しない構造とすること。
<input type="checkbox"/>	表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
<input type="checkbox"/>	たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。

II : 煙突の構造や手入れの確認 (白山野々市広域事務組合火災予防条例 第21条の2)

<input type="checkbox"/>	構造又は材質に応じ、支杵、支線、腕金具等で固定すること。
<input type="checkbox"/>	可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
<input type="checkbox"/>	容易に清掃ができる構造とすること。
<input type="checkbox"/>	火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
<input type="checkbox"/>	建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を遵守すること。

III : その他について

<input type="checkbox"/>	設置した機器は、設置者の責任のもと、近隣住民に迷惑をかけることのないよう適切な維持管理を行うこと。
<input type="checkbox"/>	使用による煙の発生について、近隣住民等に迷惑とならないように留意すること。
<input type="checkbox"/>	薪以外のものを焼却しないこと。
<input type="checkbox"/>	湿った薪や化学処理された木材、建築廃材は煙や悪臭の原因になるので、使用しないこと。
<input type="checkbox"/>	灰の廃棄について、不法投棄を行わないこと。
<input type="checkbox"/>	今後、市からアンケートなどを行う場合には、できる限り協力をすること。
<input type="checkbox"/>	薪ストーブの設置について、消防署に情報提供することを許可すること。

全て☑ならば、消防法ならびに
火災予防条例に合致しています。